

別表1（第5条関係）電気バス導入補助金

事業の内容	電気バスの導入	電気自動車用充電設備等の導入
補助対象経費 ※消費税相当額を除く	1. 電気バスの車両本体価格（ノンステップバス車両に限る。） 2. 運行に必要な附属品（オプション、車載機器類等）の購入に要した額	1. 電気自動車用充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するために必要となる附属品、蓄電池及び工事費を含む。） 2. 電気自動車用外部給電設備の導入費用（本体及び機器を構成するために必要となる附属品を含む。） 3. キュービクル式高圧受電設備の購入費及び設置工事費（キュービクル内の変圧器等の機器の交換及び増設費用を含む。）
補助率	1 / 2	
補助金の額	補助対象経費から国庫補助金額を除いた額に補助率を乗じた額	
補助上限額	車両本体価格については、1台につき上限 2,000 万円とする。	

備考

1. 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、補助金合計額が10万円未満である場合は、補助金を交付しない。
2. 電気自動車用充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置する充電設備に限るものとする。

別表2（第50条関係）広域周遊バス実証運行費補助金

補助対象経費の額等の算出方法	
1	補助対象経費の額は、補助対象路線に係る運行経費の見込額とする。
2	<p>補助対象路線に係る運行経費の見込額は、次の式によって算出した運行費用に知事が実証運行の実施に必要と認める経費を加算した額とする。</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額（走行キロに比例する費用）×当該補助対象運行路線の計画実車走行キロ</p>
3	<p>知事が実証運行の実施に必要と認める経費は次のとおりとする。</p> <p>（1）運行に付随して発生する経費</p> <p>（イ）駐車場及び施設の使用料</p> <p>（ロ）乗務員の宿泊料</p> <p>ただし、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例第6条により別表第三で定める乙地域の額を上限とする。</p> <p>（2）運行の準備に必要な経費</p> <p>（イ）垂れ幕等の製作費</p> <p>ただし、乗客等に広域周遊バスであることを明らかにするためにバス車両に取付するものに限る。</p>
4	<p>補助対象路線に係る運行収入の見込額は、次の式によって算出する。</p> <p>当該補助対象路線の運賃（見込） × 当該補助対象路線の乗車人員（見込）</p>
5	<p>補助対象路線に係る運行収入の収入額は、奈良交通株式会社が広域周遊バス実証運行により得た金額で、次の式によって算出した額とする。</p> <p>運賃収入 + 広告収入 + 寄付金 + その他補助金</p>

(注)

- 「当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（走行キロに比例する費用）」とは、補助対象事業者の補助対象期間が属する事業年度（以下、事業年度という。）の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用を事業年度の前々年度における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号）第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）